

掛川市規則第5号

掛川市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例施行規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成29年掛川市条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、補償の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の報告)

第2条 掛川市立幼保連携型認定こども園の園長（以下「園長」という。）は、当該幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）について、公務上と認められる災害（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する災害をいう。）が発生したときは、速やかに学校医等災害発生報告書に、公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる書類を添えて、実施機関（条例第2条第1項の実施機関をいう。）に報告しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものと認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に対し、公務災害補償認定通知書により条例第2条第2項の規定による通知をするものとする。

2 実施機関は、新たに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第4条の2第1項の規定に該当することとなったと認める者に対し、速やかに書面でその旨を通知するものとする。

(準用)

第4条 この規則に定めるもののほか、学校医等の公務災害補償に関し必要な事項については、掛川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第15号。以下「教育委員会規則」という。）第4条から第21条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

教育委員会規則第4条第1項	学校医等の所属学校の校長等	園長
教育委員会規則第19条	校長等	園長
教育委員会規則第20条	教育長	市長
教育委員会規則第21条	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	学校医等
	教育委員会	市長

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。